

(様式1)

基本情報

案件名: 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の改正に係る「基本情報」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について

局課名: 健康福祉局 障害福祉課

現状	<p>改正障害者総合支援法が平成30年4月に施行され、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するため、デイサービスやホームヘルプサービス、ショートステイについて、障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくし、また、限られた福祉人材の有効活用という観点から高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」が創設される。</p> <p>この創設に伴い、サービスを提供する事業所の指定基準を定める「尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」の改正を行う必要がある。</p> <p>なお、施行にあたり1年の経過措置期間があり、本市条例で基準を定めるまでの間は、厚生労働省令で定める基準に基づき、事業所の指定等を行っていく。</p>
問題点、課題	<p>平成31年3月31日までに、本市において基準等を定め、条例を改正する必要がある。</p>
施策の策定にあたっての考え方	<p>厚生労働省令において「従うべき基準」として区分された事項については、国基準をもって本市の基準となるが、「標準とすべき基準」及び「参酌すべき基準」として区分された事項については、国の基準を基本としつつ、県内における事業所の指定権者間に係る指定基準の均衡を図るなかで、尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会や尼崎市自立支援協議会において専門的な幅広い意見を伺うとともに、市民意見公募手続(パブリックコメント)を実施し、これらの意見を踏まえたうえで、本市の基準を定める条例を制定する。</p>

指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の改正に係る「基本情報」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について

【改正内容】 共生型サービスの創設（障害者総合支援法・介護保険法）

1 共生型サービスについて（平成30年4月施行）

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする、地域の実情に合わせて、限られた福祉人材の有効活用、という観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」を障害者総合支援法、介護保険法及び児童福祉法に規定したものである。

（1）運用内容

障害福祉又は介護保険のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定を受けやすくなるように設けたものであり、障害者総合支援法においては、「(共生型)居宅・日中系サービスの指定の特例」、介護保険法においては「共生型居宅サービス事業者の指定の特例」等を設けた内容となっている。

（2）対象となるサービス

障害者総合支援法

「共生型居宅介護」、「共生型重度訪問介護」、「共生型生活介護」、「共生型短期入所」、
「共生型自立訓練（機能訓練）」、「共生型自立訓練（生活訓練）」

介護保険法

「共生型訪問介護」、「共生型通所介護」、「共生型短期入所生活介護」、
「共生型地域密着型通所介護」、「共生型介護予防短期入所生活介護」

2 条例改正の時期について

兵庫県内における事業所間の指定基準について均衡を図るため、兵庫県等の条例改正の内容を踏まえ、9月議会に条例改正案を上程する。

なお、法改正に伴う1年間の経過措置期間があるため、本市条例で定めるまでの間、厚生労働省令で定める基準を本市条例で定める基準とみなし、その基準に基づき事業所の指定等を行っていく。

以上

（参考）他のサービスにおける本市の独自基準

参酌すべき基準

記録の保存期間に関する規定、人格尊重に関する規定、暴力団排除の規定、運営内容の評価結果の公表に関する規定、研修に関する規定、虐待防止に関する規定、事故発生及び防止に関する規定

標準となる基準

障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型）の定員（原則20人以上）について、市長が特に必要と認める場合は10人以上とすることができる。

省令における参酌すべき基準及び標準となる基準に対する本市条例の独自基準について

国(省令の規定)	兵庫県基準	尼崎市独自基準
記録の保存期間に関する規定		
(記録の整備) 参酌すべき基準 利用者に対する提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない	省令の規定中、「サービスを提供した日」をサービスの「完結の日」とする	省令の規定中、「サービスを提供した日」をサービスの「完結の日」とする
人格尊重に関する規定		
規定なし	利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならない	利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場にたってサービスを提供しなければならない
暴力団排除の規定		
規定なし	・事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない ・事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない	・事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であってはならない ・事業所の運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等(以下「暴力団等」という。)の支配を受けてはならない
運営内容の評価結果の公表に関する規定		
関連(取扱方針) 参酌すべき基準 その提供する各サービス事業の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない	省令の規定の評価の結果を公表するよう努めなければならない	省令の規定による評価の結果を公表するよう努めなければならない
5研修に関する規定		
関連(勤務体制の確保等) 参酌すべき基準 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない	省令に規定する研修の実施計画を従業員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業員の計画的な育成に努めるものとする	省令の規定による研修の実施計画をその指定障害福祉サービス事業所等の従業員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業員の計画的な育成に努めるものとする
虐待防止に関する規定		
関連(運営規定) 参酌すべき基準 事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない ・虐待防止のための措置に関する事項	事業所の従業員は、利用者に対し、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。)第2条第7項各号に掲げる行為をしてはならない	事業所等の従業員は、利用者に対し、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第7項各号に掲げる行為をしてはならない
事故発生及び防止に関する規定		
関連(事故発生時の対応) 従うべき基準 事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない 2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない 3 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない	事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生防止のための指針を整備すること (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定障害福祉サービス等事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること (3) 事故の発生防止のための会議及び従業員に対する研修を定期的に行うこと	事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、必要な措置を講じなければならない (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその指定障害福祉サービス事業所等の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該指定障害福祉サービス事業所等の従業員に周知される体制を整備すること (3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその指定障害福祉サービス事業所等の従業員に対して研修を行うこと
省令で標準となる基準(事業所の規模に関する規定)		
関連(規模) 標準とすべき基準 障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型)について、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う事業所については、10人以上とすることができる	障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型)の定員(原則20人以上)について、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認める地域は10人以上とすることができる	障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型)の定員(原則20人以上)について、利用者の確保の見込みがないなどやむを得ない事情があると市長が認める場合は10人以上とすることができる

障害福祉サービスと介護保険サービスとの比較 (①デイサービス)

	生活介護(障害福祉) < 障害者 >		通所介護(介護保険)	
概要	昼間・入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する		入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他の日常生活上の世話、機能訓練を行う	
定員	原則20名以上		—	
人員配置	管理者	原則専従(非常勤でも可)	管理者	常勤専従
	医師	必要数 (医療機関との連携等ができていれば不要)	医師	—
	サービス 管理責任者 (実務経験 3~10年 +研修30.5時間)	利用者60人まで:1以上 利用者60人を超える部分:40:1 (常勤1以上)	生活相談員 (社会福祉士、 精神保健福祉士、 社会福祉主事等)	1人
	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	平均障害支援区分4未満 → 6:1 平均障害支援区分4以上5未満 → 5:1 平均障害支援区分5以上 → 3:1	生活支援員 1人(常勤1以上) 看護職員 1人 理学療法士又は作業療法士 必要数	5:1 (利用者15人まで、1以上で可) (常勤1以上) 1人 (定員10人以下では、不要) 1人
設備	訓練・作業室	支障がない広さ	食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員
事業所数	約1万事業所		約4.3万事業所	

障害福祉サービス等と介護保険サービスとの比較② (デイサービス②)

社保審一介護給付費分科会

第142回 (H29.7.5)

参考資料 4 (抄)

自立訓練(障害福祉) <障害者>		通所介護(介護保険)			
概要	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行う 入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行う				
定員	原則20名以上	管理者	常勤専従		
人員配置	管理者 サービス 管理責任者 (実務経験 3～10年 +研修30.5時間)	原則専従(非常勤でも可) 利用者60人まで:1以上 利用者60人を超える部分:40:1 (常勤1以上)	生活相談員 (社会福祉士等)	1人	
	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	生活支援員	介護職員	5:1 (利用者15人まで、1以上で可) (常勤1以上)	
		6:1	看護職員	看護職員	1人 (定員10人以下では、不要)
			理学療法士又は作業療法士	機能訓練指導員 (理学療法士又は作業療法士等)	1人
設備	訓練・作業室	食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員		
事業所数	約0.14万事業所	約4.3万事業所			

※訪問サービスを提供する場合は、生活支援員を1人以上加配

障害福祉サービスと介護保険サービスとの比較 (②ホームヘルプサービス)

居宅介護、重度訪問介護(障害福祉) < 障害児者 > ※重度訪問介護は者のみ		訪問介護(介護保険)
概要	居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を提供する	
管理者	常勤専従	常勤専従
サービス提供責任者	常勤の訪問介護員等のうち1人	常勤の訪問介護員等のうち1人
訪問介護員等(※)	常勤換算2.5人 (※)右記 + <u>居宅介護職員初任者研修課程修了者</u> + <u>障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者</u> (旧3級課程相当) + <u>重度訪問介護従業者養成研修修了者</u>	常勤換算2.5人 (※)介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級又は旧2級課程修了者
サービス提供範囲	右記 + <u>生活全般にわたる援助として認められる支援(重度訪問介護では社会参加目的の移動支援等も含む)</u>	いわゆる「老計10号」
事業所数	居宅介護:約2万事業所、重度訪問介護:約0.7万事業所	約3.3万事業所

居宅介護、重度訪問介護の訪問介護員等の資格要件	研修時間
介護福祉士	国家資格
実務者研修修了者	450時間
介護職員基礎研修修了者	500時間
介護職員初任者研修課程修了者	130時間
居宅介護職員初任者研修課程修了者	130時間
障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(3級研修)	50時間
重度訪問介護従業者養成研修修了者	10時間以上

都道府県の判断により、「居宅介護職員初任者研修課程」を修了して
いれば、「介護職員初任者研修課程」を全部又は一部を免除可能
 ・全て免除 12都道府県
 ・一部免除 6都道府県
 ・免除無し 29都道府県
 (平成27年度・振興課調べ)

障害福祉サービスと介護保険サービスとの比較 (③ショートステイ)

		短期入所(障害福祉) <障害児者>		短期入所生活介護(介護保険)	
施設類型	併設型・空床利用型 ※ショートの利用者数を本体施設の利用者とみなした上で、障害施設として必要とされる人員・設備基準を満たせばよい	併設型・空床型 / 単独型 ※空床型は、ショートの利用者数を本体施設の特養の利用者とみなした上で、特養として必要とされる人員・設備基準を満たせばよい	単独型	併設型・空床型 / 単独型 ※空床型は、ショートの利用者数を本体施設の特養の利用者とみなした上で、特養として必要とされる人員・設備基準を満たせばよい	併設型・空床型 / 単独型 ※空床型は、ショートの利用者数を本体施設の特養の利用者とみなした上で、特養として必要とされる人員・設備基準を満たせばよい
管理者	管理者 医師 専従 必要数 (医療機関との連携等ができていれば不要) 40:1 (利用者60人まで、1人以上で可) (常勤1人以上)	管理者 専従	管理者 専従	管理者 医師 1人	管理者 常勤専従
人員配置	サービス 管理責任者 (実務経験 3~10年 +研修30.5時間)	40:1 (利用者60人まで、1人以上で可) (常勤1人以上)		生活相談員 (社会福祉士、 精神保健福祉士、 社会福祉主事 等)	100:1 (常勤1人以上)
	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	平均障害支援区分4未満 → 6:1 平均障害支援区分4以上5未満 → 5:1 平均障害支援区分5以上 → 3:1		介護職員 看護職員	3:1 (常勤1人以上)
	栄養士	平均障害支援区分4未満 → 6:1 平均障害支援区分4以上5未満 → 5:1 平均障害支援区分5以上 → 3:1		機能訓練指導員 (理学療法士又は作業療法士等)	1人
	調理員その他の従業者	平均障害支援区分4未満 → 6:1 平均障害支援区分4以上5未満 → 5:1 平均障害支援区分5以上 → 3:1		栄養士 調理員その他の従業者	1人 適当数
	夜勤職員	平均障害支援区分4未満 → 6:1 平均障害支援区分4以上5未満 → 5:1 平均障害支援区分5以上 → 3:1		夜勤職員	25人まで 1人 26~60人まで 2人 61~80人まで 3人 81~100人まで 4人 101人以上 4に利用者が100を超えて25又は端数を増すごとに1を加えた数
居室面積	9.9㎡(定員4人以下)	8㎡(定員4人以下)		10.65㎡(定員4人以下)	
設備	食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、訓練・作業室	食堂、浴室、洗面所、便所	食堂、浴室、洗面所、便所、 機能訓練室、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、 汚物処理室、介護材料室		
事業所数	約0.43万事業所 3,424(78%)	約1万事業所 970(22%)			約1万事業所 単独型:1,778(17.7%)、併設・空床型8,253(82.3%) 15